



月報

8

缶詰問屋協会



(44.8.30.16.32 VOL. 3)

目次

8月の行事	1
◇果実部会	2
新物桃缶詰についての要望書	5
◇在京果実・規格部会	9
みかん缶ブロークン意匠統一について要望	15
◇食品衛生法の政・省令改正施行通達	16
◇缶詰キャンペーン打合せ	18
◇缶詰キャンペーン小委員会	20
◇(第11回)缶詰キャンペーン委員会	21
◇「缶詰食べましょう週間」アンケート結果	26
◇統一伝票に関するその後の経過	32
◇蜜柑缶工組との懇談会	33
◇食品衛生法施行令および施行規則の改正点について	35
◇缶詰返品問題各地区で強力で推進	38
会員消息	46

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

8 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
缶詰キャンペーン 打合せ会	8月 2日	13.00～17.00時	日本水産	7名
缶詰キャンペーン 小委員会	8月 5日	16.30～19.00時	観光クラブ	7名
果実部会	8月 6日	11.00～13.30時	ルビーホール	20名
みかん缶工組との 懇談会	8月13日	10.00～12.00時	丸内ホテル	浅井会長 中山副会長
缶詰キャンペーン 委員会	8月15日	10.00～	観光クラブ	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>食品衛生法施行令の一部を改正する政令及び食品衛生法施行規則の一部 を改正する省令の施行について（施行通達）</p> <p style="text-align: center;">——— 昭和44年8月18日 ———</p> </div>				
在京果実・規格合 同部会	8月21日	13.30～14.30時	北洋商会	13名

果 実 部 会

日 時 昭和44年8月6日 11.00～13.00時

(12.00～12.30時 昼食休憩)

場 所 鉄道会館ルビーホール 11階

議 題 1. 新物もも缶詰に関する件

2. その他

※ 部 会 討 議 の 概 要

この部会ではいよいよ東北地区の中生種の最盛期を迎え、依然過熱ムードで推移している桃原料状況ならびに缶詰の生産状況等について検討が行なわれた。

しかし事態は極めて深刻でありなんとしても①原料を適正妥当な価格に压えることが急務であること。②原料集荷機構の確立が必要であること等の意見が出され、農産缶工組、桃部会、各県缶詰協会および果樹振興行政の指導の面から農林省、生産地県庁担当課長宛に要望書を提出することになった。

1. 原料状況について

早生は異常な高値で終了し、以後中生種に変つているが、本部会開催の時点において、中小工場への入荷状況はすでに満杯に近く、大手パツカーでも後5～6日たてば満杯になるだろうといわれており、いよいよ最盛期入りを迎えているので、ここでなんとか高値一途をたどっている中手の原料価格を妥当な線にまで引下げなければ危険であるとして、このことをパツカーに対し強く意志表示しようという話合いがなされた。

早生および中生種についての現在の各地原料状況は、西地区は7月上、中旬に早生を終了しており、その原料価格はキロ45～50円。(山梨の早生は歩

留りが悪く原料価格についてはまだ決定を見ていない。)

福島の早生は7月10日頃から始まり、40円、45円、50円と日増しに高値となり、7月25日にはキロ60円まで唱え終了している。山形は7月17日頃からスタートしキロ50円位で始まったが60円、65円と福島と歩調を合わせたような価格で推移し、7月25日頃に終了。いずれにしても東北地区の早生桃は適正原料価格をはるかにオーバーしており、先き行きが心配される。本年は生果から逆流し2倍強の原料が加工向けに入荷した。中手については西地区は終了しキロ65～70円と高値であつたが、西は生が強く、生産量は今年の70%見当と見られる。

山梨は大久保種のピークが過ぎており、50円位であるが歩留りが悪く60円位についている。あとは主産地の福島、山形となるが、福島では7月26日頃からスタートし、8月1日60～65円位。その後55円に下り8月5日は50円に下つた。現在ピークを迎え、10日頃が頂点となる。山形は8日頃から出回り、ピークの12日頃どう動くかということであるが、極力適正原料価格に圧える方向に持つていくよう呼びかけることになつた。

2. 生産予想について

前回の部会では生産予想として500万函見当と見て余り過剰生産にはならないとの見方であつたが、その後も依然原料価格は高騰を続け、しかも生から加工用に相当量が逆流しているため、生産数量もかなり伸び昨年比2～3割方、増産が予想され、先ず500万函以下は考えられず、550万函以上になるとの声も一部に聞かれた。いずれにしても早生からの高値で最も心配していた高値増産ムードにあり、すでに41年に経験済みのようにやがては暴落の憂き目を見なければならぬ危険性もあり、先き行きが大いに心配されるため要望書を作成し、パツカーはじめ関係筋へ過熱を避けるための要請を行なうことになつた。

3. 黄桃缶の輸入について

一昨年までは黄桃缶を輸入してもあまり妙味がないとされていたが、昨年2/2を中心1610を含めて20万箱近くの輸入があり、急激に輸入数量が伸びてきた。昨年は国内産黄桃原料がキロ45～50円で、2号缶115円前後だったものがことしは最低保証のキロ50円の決めはなされたというもののキロ70円にもなりそうな情勢にある。

一方アメリカにおいては昨年より作柄がやや良好といわれており、日本が今年が高値だとの情報が向うに流れれば多量に輸入される可能性がある。国際価格からいえばカリフォルニアの黄桃がキロ30円内外であり、国産品といえどもこうした国際価格を越えることはやがて必ず問題がでてくることは明らかであり、場合によつては10～20万箱も一工場から輸入されるということも考えられ、おのずからそこに価格形成の限界点がある。その点パッカー自体の団結を図り原料集荷機構の確立のための対策が講ぜられるべきだとの意見もあつた。

4. その他

食品衛生法の改正、製造年月日、製造工場街マーク等の経過について北田専務理事から次のような説明が行なわれた。

『本日まで出席のみなさん方は規格部会員でもあるので、食品衛生法についての経過を申しあげたい。衛生法の政令改正は去る7月15日に行なわれ、次いで省令改正が7月25日に告示された。まず政令改正について申しあげると、問題点はそう菜製造業が営業指定品目の28項に入れられたことである。このため缶詰製造の許可を取つていてもそう菜製造業の許可を取らなければいけないということになつた訳だが、缶詰の許可を取つていれば新たにそう菜製造業の許可を取らなくてもよいよう運用面で考慮されるよう要望中である。また今後は業界としてさらに政治的に働きかけ缶詰製造業を独立した指定業種とする方向で進めてゆく姿勢であり、厚生省自

体もそうした腹づもりがあるように聞きおよんでいる。次に省令改正ではまず製造年月日を西歴又は昭和歴、それから月、日というように食品すべてを包括した表示の考え方で進められていたが、缶詰は4文字以上になると技術的に不可能でしかも経費が莫大にかかるとの実情を訴えたところ缶詰の製造年月日は従来通りでよいというかたちの告示がなされた。いままで厚生省はO・Y・Zの読み方を含めた年月日記号の4桁の読み方を説明しろという方針であつたが、この説明もしなくてよいことになつた。ただマスコミPR機関を通じてデイトの読み方を普及させるようにされたいということである。今回の告示によつて従来問題とされてきた食肉缶詰の製造年月日についても他の缶詰と同様に取扱われることになつた。すなわち第10条第15項にその旨はつきりとうたわれており、ハム・ソーセージ・ベーコンの缶詰デイトの問題も解決した。工場マークの簡素化については厚生省から強い要求が出されていたが、この製造工場マークは現在届出制であり、法律的に強制することが出来ないため業界が自主的に簡素化を図るよう指導があり、いままで平行線をたどつていた全缶協の地区別一連番号制、日缶協のアルファベットと数字の組合せ案については厚生省は一工場一マークを前提としてとりまとめるよう業界に下駄を預けられたかたちとなつている。しかしこれをいつまでも放置しておくやがては缶胴に製造者の住所氏名まで明記せよということになりかねず、政令改正により承認制に切替えられることにもなりかねない。この件に関しては日缶協の規格表示委員会と話し合いを進め好ましい線での結論を出したいと考えている。』

新物桃缶詰についての要望書

8月6日の果実部会において、桃缶詰の原料価格が適正価格をはるかにオーバーし高値増産の危険性が強く、先行きが心配されるとの情勢判断から産地県缶

詰協会に対し極力原料価格の引下げに努力するよう訴えるとともに、原料集荷機構の確立を図るよう要請。同時に果樹農業振興事業の行政指導といった面から農林省、主産県の県園芸、特産担当課長宛にも指導ありたき旨の要請を行なった。

要望書内容は次の通りである。

日本農産缶詰工業組合 殿	
社団法人 山形県缶詰協会 殿	部発第 147号
福島県 缶詰協会 殿	昭和 44年 8月 6日
社団法人 長野県缶詰協会 殿	
社団法人 静岡缶詰協会 殿	
中部缶詰製造協会 殿	
岡山県缶壇詰製造協会 殿	全国缶詰問屋協会
広島県 缶詰協会 殿	会長 浅井二郎

新物桃缶詰についてお願いの件

拜啓 酷暑の砌りますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、新物桃缶詰はいよいよ本格的製造段階を迎えましたが、本年は新物生産当初から原料価格の異常高値を示し、最盛期に入った現在においても依然高騰を継続している状況であります。

販売業者の立場にある弊協会と致しましてはもし現状のままで推移するならば、その先行きは極めて危険な結果を招来するものと判断し8月6日緊急果実部会を開催し、各産地の原料事情、生産状況、市況等につき分析を行ないましたところ次のような結論を得ましたのでお知らせ致しますとともに国内産桃缶詰の将来のため是非ともご高配賜わりたくお願

い申しあげる次第であります。

1. 本年の原料価格は例年に比し異常な高値を持続しているが、生産は昨年実績を上回るものと予想され、高値増産の気配濃厚である。もし本年の桃缶がそういう結果となつた場合すでに41年において経験済みである通り高値増産による暴落という憂き目を再び繰り返すこととなり業界全体の大きな損失となることは明らかである。

従つて現時点において原料価格の過熱化をおさえ、適正価格への努力がなされない限り危険要素は一段と倍加されることとなる。

2. 本年の新物チェリー缶詰も原料暴騰し高値増産されたが、比較的生産数量の低いチェリー缶詰にして、すでに相場は下押ししつつあり、その成り行きが心配されている。まして大量生産される桃缶詰が本年のチェリー缶詰と同じ結果を招くことになれば缶詰業界が蒙る損害は莫大なものとなり、生販いずれを問わず事態深刻化することは自明である。

3. 国内桃缶詰の原料価格がこのような異常化をたどると当然輸入ものに期待をかける向きが多くなる。

昨年度における国内の缶詰原料はキロ当たり45円であつたが、その年にしてすでに2号2打を中心に20万箱もの輸入がなされている。まして本年は前年度よりさらに原料高値となろうとの予想が伝えられているだけにカリフォルニアはじめ豪州、ニュージーランド等からの黄桃缶詰の輸入は積極化し、いままでに見られない記録的な数量が国内に出回ることとなり、やがては国産桃缶詰を圧迫することは必定と見られる。

以上大要について申し述べましたが、いずれにしても本年の桃缶詰に対する危険要素は山積している状況であり、これが回避の手段は可能な限り原料価格の引下げに努力されることに尽ると存じます。

何卒貴会におかれましては傘下会員各位に弊協会の意とするところをご
勘考賜りますようお願い申し上げます。可及的速かに県
単位の原料集荷機構の確立を図られますようお願い申し上げます。

敬 具

追 伸

本信にて原料集荷機構の確立と要請申しあげましたが、もとより農産
原料は缶詰工場と生産農家との契約栽培によるものを主軸に致すこと
が本筋であり、この面へ向つての施策を一段と確立せられんことを要
望申しあげたきこと。

また集荷幹旋業者の役割が活発の度合いを越え価格吊り上げ、市況攪
乱等、時に目に余る様相あるやに聞きおよびますにつきこの面に対し
て特にご制御願わしきこと従来から幾多の事例から見て申しあげたき
ところであります。

再 拝

農林省蚕糸園芸局園芸経済課

課長 平 弘 殿

部発第148号

福島県農政部園芸農産課

課長 佐藤正二 殿

昭和44年8月6日

山形県農林部園芸特産課

課長 柿崎正策 殿

全国缶詰問屋協会

長野県農政部園芸特産課

課長 池田 稔 殿

会長 浅井二郎

桃原料対策についてお願いの件

拝啓 いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当業界に対し種々ご指導いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴台が特に力をいれられております果樹農業即ち加工原料用桃につきましては当任詰業界あげて健全なる発展を希つている次第であります。その将来に期待がかけられている途上において、本年産加工原料用桃はいずれの生産地を問わず例年になく異常な高値を示しております。このように急激な原料暴騰の結果は必ず大きな消費抵抗を受けるところとなり製品価格の反落することは明らかであります。

全国唯一の任詰卸団体である弊協会ではこの緊迫した事態を重視し、去る8月6日緊急果実部会を開き、今後の対策につき協議し、弊協会と密接なる関連をもつ日本農産任詰工業組合はじめ、県単位の任詰協会、任詰製造協議会宛に別紙写の通りの要望書（6頁参照）をお届けし、まず製造業者の積極的な協力を呼びかけた次第であります。

つきましては果樹農業振興のため指導的立場にあられる貴課におきましても弊協会の真意とするところをご高配賜わり、原料集荷機構の確立を図るため格別のお力添えを下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

在京果実・規格合同部会

日 時 昭和44年8月21日 13.30～15.30時

場 所 ㈱北洋商会 7階会議室

議 題 (1) みかん任詰ブロークンに関する件

(2) その他

※ 在京合同部会の概要

みかん缶詰ブローケン意匠統一について蜜柑缶工組では統一デザインを決定したが全缶協はこれに伴ない緊急に在京果実規格合同部会を開催。話合いの結果これに協力していく姿勢が示され、西部、中部地区部会員にもブローケンの意匠統一に協力ありたきよう呼びかけ同一歩調で進めていくことになった。

1. みかん缶ブローケン問題についての経過

いままでの経過につき北田専務理事は大要次のように説明した。

「43年5月27日静岡缶詰協会内地部会と全缶協果実部会のメンバーとで内販缶詰に関する懇談会を開いた折、たまたまみかん缶のブローケン問題が話題となり、全缶協側からブローケンがサイズ物の足を引つ張っている実情にあるためこのブローケンはつきり区分させる必要があるのではないかとの意見を出したことが発端となったが、43年7月10日蜜柑缶工組側は稲葉由蔵氏（稲葉食品）村上専務理事、製缶協会側山崎事務局長、全缶協側浅井会長、中山副会長および専務理事が出席し株北洋商会々議室において第1回の打合せ会を開いた。この打合せ会では全缶協の考え方としてブローケンは2色程度の簡単な印刷缶としてデザインならびにブランドを統一して一生産者団体を発売元とし、販売は従来通りの流通段階に流すという方法を提案したところ蜜柑缶工組側も理事会等に語り更に検討してみるということで蜜柑缶工組側の態度待ちとなっていた。

その後43年7月22日浅井会長、後藤理事長会談の機会が設けられ両者それぞれ意見を出し合ったが蜜柑缶工組としては全缶協提案に対し主旨には賛成だがメーカーにはそれぞれ格差があり、実際問題として一気にブランド統一に持つていくことは無理である。また蜜柑缶工組名を発売元とすることは長年輸出向けを対象としてきたというプライドもあり困難ということから、まず第一段階としてブローケンの表示をもつとはつきりさせ、また品質の向上を図り、サイズと区別するため印刷缶を2～3色にすることから手がけた

いという話し合いとなり、その後蜜柑缶工組では内販対策委員会、理事会で更に煮詰めた結果みかん缶詰内販対策（案）および内需向けみかん缶詰ブロック品質基準（案）を全缶協に示してきた。

これに基づき4月4日6月5日同工組内販対策委員会と全缶協は浅井会長、野田果実部会長、橋田、山本、広瀬の各副部会長が出席し、丸の内ホテルで内地向けみかん缶詰に関する懇談会を開いた。なおこの懇談会の前に全缶協側は全体の意見統一を図る意味で蜜柑缶工組から提示された6項目につき東京は青樹会メンバー7社、大阪は果実部会員代表4社で検討を行なった結果を持ち寄り協議した。この懇談会で全缶協は①サイズものの全面JAS受検に賛成する②ブロックは4号缶には詰めないこと③ブロックの定義等は公正競争規約に準じたい④函単位の取引きについては10進法を希望するなど要請した。続いて蜜柑缶工組ではみかん缶ブロックの意見統一につき内販対策委員会を去る8月12日に開催のうえ翌13日同工組側後藤理事長、楢崎内販対策委員長、佐高京一郎氏、村上専務理事と製缶協会阿江専務理事、缶詰検査協会鈴木理事長、全缶協浅井会長、同中山副会長出席のもとさらに慎重な話し合いが進められた。このみかん缶ブロックの意見統一については大手水産あたりから異論があつたようだがその問題点とされたところはブロックの品質基準を20%としている点であり、意見調整の結果15%という線で両者の折合いがついたと言われる。なお同工組の会員でない非組合員にも個々に折衝して諒解を得たということでパツカーサイドもブロックの意見統一の件について大方、意見のまとまりを見ており、13日の打合せ会では製缶筋も協力するというので話が進んでいる。ブロック統一意匠の図柄については最終的デザインが決定されており、全缶協もブロックン問題に関しては過去数回の同工組との打合せ会、果実部会等で検討されて来ているので協力願いたい。

なお最終的申合せ事項及びブロックンの品質基準は次の通りである。

みかん缶詰内販対策申合せ事項

1. J A S の受検

みかん缶詰の品質向上を図り、消費者のみかん缶詰に対するイメージアップするためホールものについては全面的に J A S の検査を受けるものとする。

2. ブロークンの品質基準の設定と空缶意匠の統一

- (イ) ブロークンの品質基準を設定し、空缶意匠を統一する。ただし、ブランドは個々のものを使用する。
- (ロ) 4号缶には詰めないこと。

3. 適正価格での販売

地域別或はブランドのグループ別にまとまって適正価格での販売ができるよう話合をすること。また工業組合はこの件につき全缶協と話合をするものとする。

4. 需要増進のための宣伝

国内の需要増進を図るための宣伝を実施すること。このため組合としては次年度から国内宣伝ができるよう宣伝費捻出の措置を講ずるほか、関係団体に協力を願うものとする。

5. 消費者動向調査

必要に応じ随時消費者動向の調査を行う。

6. 取引単位

従来 の 1 缶単位の取引を 1 函単位に改める。

内需みかん缶詰ブロークンの品質基準

1. ブロークンは併用品（合成甘味料添加品）で、糖度は 10% 以上であ

ること。

2. 原形の2分の1以上の果肉粒であること。ただし、原形の2分の1以下の果肉粒の混入は固形量の20%までとする。

〔注〕 固形量の20%は15%に改められる模様。

3. 種子、じょうのう膜、すじその他のきょう雑物はあまり目立たないものであること。
4. 固形量、内容総量及びその他の事項については日本農林規格及び食品缶詰の標示に関する公正規約によること。

2. ブロークン品質基準について

15%で一応妥協点に達したとの蜜柑缶工組の説明であるが全缶協は当初から主張してきているように日本農林規格及び公正競争規約に準じられたいという姿勢であり、現在の規約では100%でなければならないが、これを20%又は15%のいずれかに許容を認めるとしてもまず規約の関連性をどうするかが重要であり、全缶協は時の規約に従うという姿勢で進むとの考えである。

3. ブロークン空缶意匠の件

在京果実・規格合同部会では一部消極的な意味での賛成との発言があつたが、すべて大勢に従うとの確認がなされた。ブロークンとサイズを区別するということは業界、消費者のためにもなることであり更にサイズ物を儲かる商材にしていくということがブロークン意匠統一の意図するもので、折角前向きな姿勢であり蜜柑缶工組とも話し合いつつ製缶筋に働きかけたらよいとの意見も出た。

4. 2号缶のBBについての意匠について

5号缶、2号缶のブロークンが新しいデザインとなるが「BB」が関西方面で多く売られ、この意匠についてはどう考えるかとの質問があり、これに対する蜜柑缶工組の考え方を部会終了後事務局より直接問合せたところブロークンのみの意匠統一であり、品位の劣る「BB」とは全く区別されるべきものであるとの解釈であつた。従つてBBは従来通りの印刷缶で市販されたいとのことである。なお蜜柑缶工組としてサイズ物はすべてJAS受検をするので問題は無いが、ブロークンは今後定期的に市販品の買取り検査を行ない十分に品質面で注意される筈である。

いずれにしてもブロークンに関しての全缶協の協力は進められるが、バックアツプでの歩調が乱れることも考えられるのでこの点を同工組に十分注意するよう生販協力して成果を挙げるよう努力が払われる。また製缶会社にはブロークンの印刷缶は統一意匠以外受注しない方向で協力を得たいし、従来5色刷り位であつたものが3色で済むわけでその点からも製缶会社に物質的バックアツプが得られるよう要望したいとの声もあつた。

5. 果実部会としての姿勢

なおこの日の打合せ会は在京部会員のみであるためその打合せ結果を果実部会長に報告するとともに中部、西部地区部会員に記録を送付、全面的に協力する方向で進めてゆく方針がとられた。

蜜柑缶ブロークン意匠統一につき要望書

8月21日の在京果実・規格合同部会で蜜柑缶ブロークン意匠統一に関して協議したが、この部会の結果を西部、中部地区部会員にも連絡し、全缶協としてブロークンの意匠統一に協力していくことになつたが、このブロークン意匠統一の実施につき蜜柑缶工組に下記の要望書を提出した。

庶 発 第 1 6 6 号

昭 和 4 4 年 8 月 2 6 日

日 本 蜜 柑 缶 詰 工 業 組 合

理 事 長 後 藤 磯 吉 殿

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

会 長 浅 井 二 郎

みかん缶ブローケン意匠統一についてお願いの件

拝啓 残暑の候貴組合ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、貴組合よりご提案いただきました「みかん缶詰内販対策申合せ事項」ならびに「内需みかん缶ブローケンの品質基準」につきまして去る8月21日、在京果実規格合同部会を開催し、弊協会としての意見を統一致しましたところ下記の通り結論を得ましたのでお知らせ申し上げますとともに、特にブローケンの品質基準につき貴組合にご要望致した点がございますのでよろしくご高配賜わりますようお願い申し上げます。なおこのたびの弊協会合同部会は在京関係部会員により検討した次第ですが、同日の部会開催の結果は中部地区、西部地区の部会員にも連絡し協力していただくよう取計いたしましたので、本状が弊協会の統一意見とご諒解願いたいことを申添えさせていただきます。

1. ブローケンの空缶意匠を統一することについては、貴組合の方針に沿い弊協会手印ブランド所有メンバーは協力する。
2. 貴組合側においては傘下組合員は申すまでもなく非組合員にも協力を呼びかけられ非協力者のなきよう万全を尽していただきたい。

3. ブロークンの品質基準については現行公正競争規約「別表3形状みかん」の項の改正が必要である。

弊協会としてはこの規約改正が行なわれない限り、ブロークンの意匠統一には協力できなくなると理解しており、少くとも9月初旬までに貴組合にて今後支障なきよう同規約の改正、実施の労を早急に取っていただきたい。

4. ホールものの全面JAS受検等その他の申合せ事項については弊協会として異存なし。

以上の通りであります。意匠統一の問題は100パーセント実行されてはじめて効果が挙るものであり、またブロークンの品質基準も規約との矛盾がないことが肝要でありますのでその点重ねて貴組合の賢明なるご配慮をお願い申しあげる次第であります。

敬 具

食品衛生法の政、省令改正施行通達

食品衛生法の政、省令改正に伴う施行通達が去る8月18日行なわれたが、この通達によればそうざい製造業に関しては告示通り「かん詰又はびん詰のそうざいを製造する営業は、今後そうざい製造業の許可を要すること」とされており、業界が期待していた運用面での考慮（缶詰製造業の許可があればそうざい製造業の許可は受けなくてよいとの扱い）はなされないこととなつた。しかし業界としては重要な問題であるので今後缶詰を独立業種として政令改正がなされるよう働きかける姿勢は崩していない。

今回の施行通達の要点は次の通りである。

「食品衛生法施行令の一部を改正する政令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の要旨

1. 食品衛生管理者の適用

魚肉ハム、魚肉ソーセージ、食用油脂、マーガリン、ショートニング添加物（化学合成品以外）

2. 営業の指定

1) 食用油脂製造業、そうざい製造業、添加物製造業を追加

2) 営業許可申請手数料の最高額 3,000円

営業施設の監視又は指導回数、年6回を基準とする

3. 添加物の標示

容器包装に入れられた加工食品

4. 製造年月日の標示（新たに義務づけたもの）

冷凍食品、即席めん類、生めん類（ゆでめん類もふくむ）調理パン、魚肉ねり製品、かん詰清涼飲料水

5. 製造年月日の略号標示

従来どおり、かん詰食品（ハム・ソーセージ・ベーコンを含む）マーガリン、乳製品

6. 標示を必要とする添加物の追加

漂白剤（6品目）、酸化防止剤（9品目）、発色剤（2品目）

44.7.25施行、45.6.30まで猶予

○ 運用上の注意

1. 営業の指定—そうざい製造業

1) かん詰又はびん詰のそうざいを製造する営業は、今後そうざい製造業の許可を要すること。

2) 44.12.31までに受けた許可の有効期間は従来の業種区分でさしつかえない。45.1.1以降更新又新規営業許可を受けるものは、改正後の業種区分による。

2. 添加物の標示

1) 当該食品の製造業者自身が用いた添加物について標示する。

2) 当該食品の主要原材料にあらかじめ含まれている添加物についても標示する。

3) 原則として6号活字（7.5ポイント、11級）以上の大ききで示すこと。面積が狭いためどうしても標示できない場合であつても、少なくとも7号活字（5.5ポイント、8級）以上の大ききの活字で示すよう指導する。

4) 昭和45年6月30日までに製造され、加工され又は輸入される食品および添加物については、従来の例による標示をみとめる。(6月30日以前に製造したものであれば、7月1日以降の流通もみとめる)

◎ そうざい製造業

煮物(つくだ煮、煮しめ、甘露煮、湯煮等) 焼物(いため物、串焼、網焼、ホイル焼等) 揚物(空揚、衣揚等) 蒸物(しゅうまい、茶わん蒸等)
酢の物及びあえ物(胡麻あえ、サラダ等)

- ① 通常副食物としてそのまま摂食されるもの
- ② そうざいの原料及び中間製品並びに通常副食物として供されることのない珍味等は含まれない。
- ③ つけ物は含まれない。

◎ かん詰に使用される原材料で添加物を含むもの

- ① 醤油、味そ、食酢、トマトケチャップ、バター、マーガリン…保存料
- ② 食用油、バター、牛豚脂、ショートニングオイル…酸化防止剤
- ③ 濃縮果汁、さくらんぼ、水あめ……漂白剤

缶詰キャンペーン打合せ

日時 昭和44年8月2日 13.00～17.00時

場所 日本水産(株)会議室

協議内容 ① パンフレット ② 記者会見 ③ テレビ

④ フルーツショー

出席者 大内 光氏、結城俊輔氏、吉田博邦氏、村井武夫氏、中沢和雄

[電通] 村上氏 [朝日新聞] 寺田氏

1. パンフレット作成について

パンフレット原稿の最終(案)のうち、スズ問題についての回答説明が不十分であるので、さらに検討したうえ8月5日開催予定の委員会に諮ることになった。なおパンフレットの表紙は、缶詰をやゝ傾けて立体感を持たせた絵柄の方がよいとの意見であった。

2. 記者会見について

記者会見の目的、方法については業界が当面している諸問題を表面切つて打ち出すよりも、招待してもてなすといつたかたちの方が好ましく、そうした線に沿つて企画が進められることになった。

なお記者招待は60名(うち業界紙関係が30名)日取りは余り急がず作業表を作成しそれから逆算して無理のない日程が選ばれるが、プレスキットも用意される。その内容としては業界が当面している表示、スズ缶マーク問題等につき文献を抜萃して掲載し、またその他に流通面の問題も取り上げてはどうかとの意見もだされた。

3. テレビ番組について

N T V青島幸雄ショーの1時間番組に缶詰の話題を取り挙げ放映することになっているがその日取りは8月29日が一応の目標とされた。時間は12時30分~13時30分。このサブタイトルは「宇宙船から缶詰まで」と題する予定。また10月からのタイアップ番組A案として関西テレビを中心にして歌謡曲か寄席番組のいずれかを15分番組で実施したいという案が提示されたが、実施するとすれば寄席番組の方が缶詰との結びつきがよいのではないかとの意見があつた。またB案の朝の歌謡曲の8時45分から8分間歌が2曲テープで入る。これに2分間缶詰の宣伝をしたらどうかとの電通の考えに対して、スポンサーとの関連もあり、2分間の宣伝は難しい面があり、再検討した方がよいとの意見で保留となつた。またNHK「生活の知恵」に缶詰のテーマを取り挙げ放映するよう努力したいとの報告もあつた。

4. フルーツショーについて

朝日新聞主催の第2回フルーツショーに参加する方針であるが、缶詰館の設置に要する負担金、ディスプレイ等につき主催者側と交渉の必要があり、委員会の意向を聞いたうえで折衝することになつた。

缶詰キャンペーン小委員会

日時 昭和44年8月5日 16.30～19.00時

場所 観光クラブ

協議内容 (1) フルーツショー

(2) テレビ関係

(3) 記者会見

出席者 (委員) 中山良助氏、阿江伸三氏、隅野 勇氏、北田久雄氏

(製缶会社) 結城俊輔氏 (缶詰会社) 大内 光氏

(事務局) 村井武夫氏

☆

☆

☆

1. フルーツショーについて

缶詰館内部の展示について朝日新聞社側では缶詰の歴史的な内容のパネルおよび資料展示を希望しているが、委員会としては5Mシーマーの実演を中心にした「缶から缶詰まで」の工程図解を絵と写真により訴えたいとの考えであり、朝日新聞社と交渉することになった。

2. テレビ番組について

電通よりテレビ局側との交渉経過の報告がなされた。要旨次の通り。

- ① "タワーバラエティ" の料金確認について
- ② "青島のワイドショー" 製作費半額補助。
- ③ "タイトル未定" (新番組13回) の料金を交渉中
- ④ 新規に30秒のコマーシャルフィルム^①の制作について
- ⑤ 缶詰の製造工程を60秒づつのフィルムに分けて^② "工場巡り" (13回

でまとめる)の放映を検討。

以上の報告をもとに協議の結果、U F制作を承認、訴求点については大内氏に検討していたとき、また電通との交渉を進めその経過を13日までまとめることになった。

3. 記者会見について

記者会見を実施することが確認され、その具体的方法等につき細部にわたる検討が行われたが、さらにその内容については委員会で協議することになった。

(第11回) 缶詰キャンペーン委員会

日 時 昭和44年8月15日 10.00～13.30時

場 所 観光クラブ3号会議室

協議内容 ① 記者会見について
② フルーツショーについて
③ テレビ関係その他について

出席者 (委員)原喜三郎氏、鳥居 勇氏、阿江伸三氏、隅野 勇氏
北田久雄氏 (製缶会社)結城俊輔氏 (缶詰会社)大内 光氏
(事務局)村井武夫氏 (広告代理店)安東 肅氏、村上 昌氏

☆

☆

☆

1. 記者会見について

1) プレスリリース(赤表紙(A)、青表紙(B)の2種)のスズの問題について、

削除するか訂正するかを検討した結果、スズの問題は正しく簡潔に打ち出すこととし、阿江、隅野委員と日缶協平野常務理事で打合せまとめていくことになった。

2) パンフレットについて

パンフレットは記者会見の席上でも手渡されることになったので原案の中にストラバイトの問題を加えることになった。

3) 日刊紙以外の招待先として業界紙関係も招待することが承認されたが、その外に消費者団体に案内を出すことになり、その場合関西の消費者団体にも案内状を出すことになった。

4) 冒頭挨拶については缶詰の現状と産業人の心組みを簡単に述べる草稿にし、スズその他の業界の問題点は挨拶では説明しないという方針で作成し、その内容を3団体の会長に示したうえ諒承を得るという形で進められる。

2. フルーツショー

朝日新聞社との折衝結果の報告があつたが、今後も引續いて東洋製缶の結城氏を窓口とし阿江委員に連絡して決め進めていくことになった。

協議の結果、実効をあげるように努力すること。接客要員の質、待遇を考慮すること。試食用缶詰は寄贈を募ること等の話し合いがなされた。

3. テレビ番組その他

1) テレビ番組タイアップ

イ C X "3時のあなた" 8月4日放映は子供番組に変更のため効果なく秋に再度企画する。

ロ N T V "青島のワイドショー" 8月29日又は9月5日1時間を缶詰番組にする。

ハ N H K "生活の知恵" 学術的テーマの企画でN H Kと交渉する。

以上を承認した。

2) テレビ番組提供

イ TBS "Q&Q" 8月15日までで打切る。

ロ CX "勝抜きスピードクイズ" 8月中11回放映

ハ CX 4局ネット "新番組(内容未定)" 10~12月の日曜日 15分番組。

ニ CX 6局ネット "朝の歌謡曲" 10~12月帯番組10分。

以上検討の結果ハ、ニは無理があるようなので取り下げ、むしろ歳暮のスポットに集中すべきではないかという意見になった。

4. コマーシャル フィルム 制作

A案はオールシーズン用のアニメーションを使つた30秒ものと歳暮用の15秒スポット用を新規に制作する。

B案は、A案の30秒CFのほか6.0秒の工場巡り(PR映画と併作)の2案が示されたが、番組提供のハ、ニ案を中止すれば、工場巡りの6.0秒は当然作成する必要はなくなるので、30秒のオールシーズン用一本に絞られることになる。しかしその制作の訴求ポイントは各種ある缶詰の利点のうち何に重点を置いたらよいかなどの問題があり、この点を協議の結果、便利性にポイントを置いたものを作ることに大方の意見が一致した。考え方としては"ハイキングから台所まで"といった主旨をとり入れ、また若い年代層の考え方をよく研究分析しつゝ電通にまずそのコンテを作らせ、それを十分に検討したうえで委員会にかけることになった。

缶詰キャンペーン「朝日女性教室」で料理講習会

缶詰キャンペーンの一環として朝日新聞主催の「朝日女性教室」で缶詰の料理講習会を行なうことになり、次の日程で実施された。

昭和44年8月日程表

日 旺 日	会 場	1 (1 : 0 0 ~ 2 : 0 0)	2 (2 : 0 0 ~ 3 : 0 0)
1 8 月	茅崎市新栄町2-29 横浜銀行茅ヶ崎支店(3階ホール)	台所にひと工夫 上 坂 冬 子 氏 評 論 家	ずしく食べよう 日本缶詰協会講師 納 富 則 夫 氏
1 9 火	相模原市淵野辺4-6 相模原小学校内 大 野 北 公 民 館	女性のほんとうの美しさ 石 埜 純 二 氏 医 学 評 論 家	納 富 則 夫 氏
2 0 水	茂原市茂原614 茂 原 小 学 校	心とからだの健康 ドクトル・チエコ氏 医 学 評 論 家	ふいのお客をもてなす料理 納 富 則 夫 氏
2 1 木	千葉県栗金市専金795 栗金農業協同組合	夏バテを吹きとばそう 近 藤 宏 二 氏 医 学 評 論 家	スタミナ料理あれこれ 納 富 則 夫 氏
2 2 金	日野市三沢701 七生農業協同組合	頭をよくする食べもの 杉 靖 三 郎 氏 医 学 評 論 家 東 京 教 育 大 教 授	15分のできるスピード料理 納 富 則 夫 氏

昭和44年9月日程表

	会 場	(1:00~2:00)	(2:00~3:00)
9 火	行田市大字佐間3767 行田市中央公民館	夫婦の対話 奈良林 祥 医学博士	スピード料理あれこれ 納 富 則 夫 日本缶詰協会講師
10 水	秩父市本町2-17 秩父商工会議所ホール	台所のうた 高田 敏 子 詩 人	スピード料理あれこれ 納 富 則 夫 日本缶詰協会講師
11 木	結城市国府町531 結城商工会議所ホール	ひまを生かそう 吉 沢 久 子 家事評論家	スピード料理あれこれ 納 富 則 夫 日本缶詰協会講師
12 金	古河市南新町317 古河市公民館	いつまでも美しく 小 野 清 子 体操指導家	スピード料理あれこれ 納 富 則 夫 日本缶詰協会講師

「缶詰食べましよう週間」アンケート結果

全缶協初の試みとして実施した「缶詰食べましよう週間」は有力メーカーの積極的協賛を得、A地区（北海道、東北、関東、中部地区）が7月1日より、B地区（近畿、四国、中国、九州地区）は7月10日より開催、業界に大きな反響を呼んだが、このほどこの実施結果を会員店グループと末端で実際に缶詰を購入した消費者に缶切りを無料配布したスーパー、小売店グループとして分けはがきによるアンケートをして見たところ、次のような回答が得られたのでお知らせする。

〔アンケート依頼枚数〕

全缶協会員店用	237葉（1店1葉）
主だったスーパー、小売店用	948葉（会員店1店各4葉依頼）

〔8月30日現在回答状況〕

会 員 店	54社	回答率	22.8%
スーパー、小売店	70社	〃	7.4%

〔アンケートの内容〕

「缶詰食べましよう週間」アンケート

- ① 今回の催しが販売促進に効果があつたと思いますか。
A 効果があつた B まあまあ C 効果なかつた
- ② 缶切り、POP広告の配布数量について
- | | A | B | C |
|-------|--------|----|------|
| （缶切り） | もつと欲しい | 適当 | 多すぎる |
| （POP） | もつと欲しい | 適当 | 多すぎる |
- ③ 来年度もこのような催しを希望されますか
A 希望する B どちらでもよい C 希望しない

- ④ 来年度実施の場合、缶切り等の割当については実費を負担しても
つと数量を多くしたいと思いますか。

(註：本年の缶切り代1個5円20銭、POP広告1枚4円30銭)

A 実費負担で多くしたい B 割当だけでよい

その他ご意見

※ 各項の該当のものに○印をつけて下さい。

なおスーパー小売店用アンケート内容は①から③項までとなっている。

※ 回答結果

内容	回答	会員店	項目別 回答率	スーパー・問 屋	項目別 回答率
	①	A	12	$\frac{12}{54}$	28
B		26	$\frac{26}{54}$	26	$\frac{26}{70}$
C		15	$\frac{15}{54}$	14	$\frac{14}{70}$
回答なし		1	$\frac{1}{54}$	2	$\frac{2}{70}$
②1)	A	39	$\frac{39}{54}$	53	$\frac{53}{70}$
	B	11	$\frac{11}{54}$	13	$\frac{13}{70}$
	C	0	0	0	0

	回答なし	4	$\frac{4}{54}$	4	$\frac{4}{70}$
2)	A	29	$\frac{29}{54}$	39	$\frac{39}{70}$
	B	18	$\frac{18}{54}$	22	$\frac{22}{70}$
	C	0	0	0	0
	回答なし	7	$\frac{7}{54}$	9	$\frac{9}{70}$
③	A	45	$\frac{45}{54}$	63	$\frac{63}{70}$
	B	5	$\frac{5}{54}$	3	$\frac{3}{70}$
	C	3	$\frac{3}{54}$	0	0
	回答なし	1	$\frac{1}{54}$	4	$\frac{4}{70}$
④	A	18	$\frac{18}{43}$	4	$\frac{4}{4}$
	B	21	$\frac{21}{43}$		
	回答なし	4	$\frac{4}{43}$		
	その他の意見	31	$\frac{31}{54}$	20	$\frac{20}{70}$

注：スーパー小売店用アンケートには④の項目を削除しているが、会員店用と混り回答を寄せられたところがある。

アンケート回答の解説

① 今回の催しが販売促進に効果があつたと思いますか。

会員店 スーパー小売店

A 効果があつた 22% 40%

B まあまあ	48%	37%
C 効果なかつた	27%	20%

以上の結果となつてゐるが、このB・Cに回答されたところは缶切の数量が少ないという意見を述べており、また多くは来年度も実施を希望するとあり全缶切の「缶詰食べましよう週間」について決して無意味であるという意見ではなかつた。

② 缶切りPOP広告の配布数量について

イ) 缶切

	会員店	スーパー・小売店
A もつと欲しい	72.2%	80%
B 適当	20.3%	18.6%
C 多すぎる	0	0

以上の結果となつており、会員店、スーパー、小売店とももつと数量が欲しいと回答しており、缶切りの数が多すぎるという意見は見当らなかつた。

ロ) POP

	会員店	スーパー小売店
A もつと欲しい	53.7%	55.6%
B 適当	33.3%	31.4%
C 多すぎる	0	0

缶切に比べては、もつと欲しいと希望している向きの回答が少ないがそれでも50%以上が枚数の多いことをのぞんでいる。POP広告についての意見としてはもつと立派なものをとの希望があつた。

③ 来年度もこのような催しを希望されますか。

	会 員	ス ー パー小売店
A 希望する	83.3%	90%
B どちらでもよい	9.3%	4.3%
C 希望しない	0	0

以上の結果で明らかのように圧倒的多数が来年度も実施を希望しておりこの面からも全缶協の「缶詰食べましよう週間」に寄せる期待が大きいことが伺える。

- ④ 来年度実施の場合、缶切り等の割当については実費を負担しても、もつと数量を多くしたいと思いますか。

※ この項目については会員店のみ回答を求めたものであるが、一部会員店用と混りスーパー小売店から回答を寄せられたところがあった。

A 実費負担で多くしたい	41.9%
B 割当だけでよい	48.8%

以上の結果の通りA・Bほぼ同じ数字が示されているが、この項に関しては会員店よりの回答数が少ないためいずれに希望者が多いか詳らかでないが意見はほぼなかばするのではないかと予想される。

- ⑤ その他の意見

	会員店	ス ー パー小売店
回答率は	57.4%	28.6%

以上であるが参考となる主な意見は次の通りである。

「缶詰食べましよう週間」
アンケートに寄せられた主な意見

会 員 店	ス ー パ ー ・ 小 売 店
<p>○余りに数量が少ないので各方面に分けると、一店当り少なくなり困った。初めての催しでありましたので効果の点は疑問ですが、これを繰返すことに依つて期待したいと思います。</p> <p>○缶詰を使用した料理方法を書いたパンフレット及び雑誌などの配布をすれば効果があるのではないか。</p> <p>○小売店の声「POPがお粗末過ぎだ」</p> <p>○缶切りの数量を少なくして結構ですから少々上等のものにしたい。実施時期を3月か4月にしたらどうか。</p>	<p>○今回のポスターはこれでよいが次回はおもつと写真とか又は人物も入れ大判のポスターがよいと思う。また缶切りと料理カード合せて配布したらどうでしょうか。</p> <p>○量的に少な過ぎる、もつと数量を増やしてほしい。</p> <p>○野に山に海に行く時期なので、大変お客様に喜ばれました。これからも宜しく願い申し上げます。</p> <p>○この種の催は缶詰祭以来久しぶりの事で大変効果があつたように思われます。</p>

○一軒に出す缶切りの数量が少ない
ためにPOP広告の配布には迷つた。協会員よりその店直結の小売店にのみ出荷する方法を徹底してほしい。

○ハイキング・水泳シーズンで缶詰の売上量が多かつたので2店の問屋に頼んでもらつた。POP広告を缶詰の前にはつておくとして缶切りの実物を見てから缶詰を買つた人が多く割合に缶切の質が良くて皆に喜んでもらつた。

統一伝票に関するその後の経過

統一伝票開発委員会は、過去6回にわたり開催され、それぞれ関心の深い業界が個別に通産省に呼ばれ参考意見を述べたが、8月25日開催の第7回統一伝票開発委員会で初めて具体的内容についての検討がなされた。委員のなかの学識経験者筋からは、単記1枚1品という考え方が示されているが、業界としては少なくとも1品につき5～6行以上記載する欄が必要との希望をしている。

また現在業態別にまとめるか又は業種全体を一本にした統一伝票にするか、2つの考え方があるが、業界側としては業種全体を一本にした統一伝票が可能かどうかともつと具体的に話しを進めていこうという姿勢である。

伝票の大きさ、枚数、記載行数等の具体的方法についてはさらに9月16日予定の第8回委員会で検討を加え煮詰めていくことになり伝票の大きさ、項目、

配列順序、枚数その他具体的（案）を決定したい意向である。今後のスケジュールとしては、

- ① 10月末迄に通産省で統一伝票のモデルをつくる。
 - ② そのモデルを業界に示し意見を求めたうえ最終決定する。
 - ③ 3月末に正式に統一伝票を作成。4月から普及活動に入る。
- 以上の予定で作業が進められている。

蜜柑缶工組との懇談会

日 時 昭和44年8月12日 10.00～12.00時

場 所 丸の内ホテル

議 題 ① みかん缶詰ブロークン意匠統一

② サイズ物の全面JAS受検について

③ そ の 他

出席者 全 缶 協 浅井会長、中山副会長

蜜柑缶工組 後藤理事長、佐高副理事長、楢崎内販対策委員長
村上専務理事、阿部氏他

製缶協会 阿江専務理事、山崎事務局長

検査協会 鈴木理事長、他1名

※ 懇 談 会 の 概 要

蜜柑缶工組では7月31日の総会で内販みかん缶詰ブロークンの意匠統一、サイズ物の全面JAS受検を行なうとの申し合せがなされた。なおブロークンの品質基準についてはその後大手水産から20%の許容量はいかにも多過ぎるとの意見があり双方話し合いの結果15%で折合いがついたといわれ、蜜柑缶工

組としてはことしのみかん缶詰から実施する方向で作業を進めることとなり、これが実施にあたり特に関係の深い全缶協の協力を得たいということから懇談会開催となつたもの。

1. サイズ物全面JAS受検について

蜜柑缶工組の考え方として、JAS検査を行なう場合、不適格工場が $\frac{85}{300}$ という実状にあり、この85工場の受検、費用という点が問題となるがこれはJASの認定工場をグループの代表としてその下請といった方法も考えられる。またその前にJASマークのない空缶の数量調査が必要である。従来のJAS不合格率は7%であつたが、今後は品位向上によりこの率を低くするよう努力し、また格落品はJASマークを不滅インキ等で消し商品の体裁を保ち販売に支障のないように措置していきたい。

蜜柑缶工組は会員外の森永、雪印、カゴメ等のメーカーにも協力を要請しブローケン統一意匠についても、同様同一歩調で推移していくので全缶協もJAS受検、ブローケン意匠統一に協力ありたき旨要請があつた。このJAS受検について検査協会では製造期に一斉受検という作業は検査協会としても大仕事でありこのスケジュールを早目にまとめてもらい検査の体制を整えておく必要があるとの見解が示された。

2. みかん缶詰ブローケン意匠統一について

蜜柑缶工組からブローケン統一意匠、2つの図柄(案)のうちから1つを選び、その決定された図柄が示された。このブローケン意匠統一の対象とするものは

- イ) ブローケン併用5号、2号缶のみ。
 - ロ) 特殊筋(学校給食)のもの、全糖ブローケン、BB等は対象外である。
- なおブローケンについては今後市販品の開缶検査を実施し、品質面のチェック

クを行なっていくとの方針といわれる。全缶協はブローケン品質基準について公正競争規約の中で修正されなければならない点を強調した。

食品衛生法施行令および施行規則の改正点について

このたび食品衛生法施行令および施行規則の改正に関する政令および省令が公布されたが、その改正点について十分な留意が望まれ、また今後食品衛生面の規制は次第に強化されてゆくものと考えられるので、衛生管理については一層徹底を図られるよう特に配慮が必要であるので、その改正主旨等につき要点を拾いあげて見る。

1. 食品衛生法施行令の改正要旨

1) そうざい製造業の指定(44.7.15公布、45.1.1施行)

食品衛生法施行令第5条(営業の指定)に、現行の32業種(1号~29号)の一部業種の改廃とそうざい製造業、食用油脂製造業および添加物製造業の追加が行なわれその結果33業種(1号~30号)に改められた。

2) そうざい製造業の定義

副食物として供されるものであつて、煮物(つくだにを含む)、焼物(いためものを含む)、揚物、蒸し物、酔の物又はあえ物を製造する営業をいい、食肉製品、魚肉ねり製品および豆腐の各製造業を除く。

3) かん、びん詰食品製造業

30号に挙げられているが(前各号に該当する営業を除く)の但し書が付されているので、法文上の解釈では水産かん、びん詰および野菜かん、びん詰製造業は、そうざい製造業の適用を受けることになる。

4) 今後の対策

- ① そうざい製造業の指定業種についてかん、びん詰食品製造業者に対しては（水産物、野菜および食肉の各種かん、びん詰製造業者）そうざい製造業の適用を除外することの運動推進。
 - ② かん、びん詰食品の定義ならびに適用の範囲を明確に規定し、独立の業種として指定すること。
- 以上の件につき4.4.7.19付厚生大臣あて陳情書（月報7月号掲載）を提出したがさらにその方向に強力におし進める。

2. 製造年月日および食品添加物の標示

1) 施行規則（4.4.7.25公布、即日施行、ただし標示に関する事項は4.5.6.30までは旧標示のものも認める。）

2) 包装食品の標示義務事項

食品衛生法施行規則第5条の改正により

- ① あらゆる包装食品に対し、製造所氏名、所在地および食品添加物の標示が義務づけられた。
- ② 一部の食品を除き、大部分の包装食品に対し、製造年月日の表示が義務づけられた。製造年月日の標示を省略できる食品は、酒精飲料びん詰（紙栓のものを除く）又はポリエチレン製容器入ジュース、菓子パン、食パン、ビスケット、つくだ煮、つけ物、納豆、みそ等。
- ③ かん、びん詰食品（ハム、ソーセージ、ベーコンおよびジュース、炭酸飲料等の清涼飲料水のかん詰を含む）およびマーガリンの製造年月日は従来どおりの略号でできるように認められた。

3) 標示を義務づける食品添加物の追加

従来の着色料甘味料、保存料、殺菌料および糊料のほか漂白剤、発色剤、酸化防止剤が追加された。

- ① 漂白剤、亜硫酸塩、その他

事例：マツシユルーム、くり、マラスキノチエリーなど

㊦ 発色剤 亜硝酸塩

事例：コンビーフ、ハム、ソーセージ等

㊧ 酸化防止剤 エリソルビン酸塩、油脂酸化防止剤

事例：もも、あんず、リンゴジュース等

なお合成殺菌料として過酸化水素が追加された。

4) 今後の対策

① 製造年月日の標示

4.4.7.18付厚生大臣あて陳情書(月報7月号掲載)で現行の略号による標示を缶胴に説明文を加えることなく、そのまま認められるよう要望した。その結果印刷製缶の特殊事情を考慮、最終的に業界の要望をいれて略号標示がそのまま認められた。しかし今回の改正によつてかん、びん詰、乳製品およびマーガリンについてのみ略号による標示が認められ、その他の食品はすべて具体的な標示が義務づけられることになっているので今後業界としては略号の読み方についてあらゆる機会に消費者に対するPRに努めることが必要とされる。

3. 工場缶マークの整理

1) この件については厚生省の内示により、全缶協は「地区別一連番号制」日缶協は従来の「アルファベットまたはアルファベットと数字の組合せによる」方法を打ち出しており再び厚生省から一工場一缶マークで業界が自主的に調整を図るよう要請された。これをそのまま業界が放置しておけば厚生省は現行の届出制を承認制に切替える方針を打ち出すことも考えられる。

2) 今後の対策

全缶協、日缶協の意見が対立しこのままでは平行線であり、解決のメドが

つかないので両協会です十分話し合い調整していくことになった。

缶詰返品問題各地区で強力に推進

缶詰返品問題について大阪缶詰同業会、京都缶詰卸業協会、神戸缶詰同業会の3団体では京阪神缶詰流通改善対策委員会を設置し、缶詰返品問題解決のため前向きな姿勢で取り組んでいるが、8月6日付で全缶協浅井会長宛「缶詰返品問題対策の推進状況」につき次の報告が寄せられた。

昭和44年8月6日

全国缶詰問屋協会

会長 浅井 二郎 殿

大阪缶詰同業会

京都缶詰卸業協会

神戸缶詰同業会

京阪神缶詰流通改善対策委員会

缶詰返品問題対策の推進状況につきご報告のこと

拜啓 盛夏の候益々ご清栄にて大慶に存じます。

本委員会の運営につき毎々格別のご高援を賜わり有難く厚くお礼申し上げます。

さて、標記缶詰返品問題対策についての、当関西地区におけるその後の推進状況は、次のとおりでありますので、ご報告申し上げます。

何とぞよろしくご諒承賜わり、今後の推進について何かとお力添え下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1) 委員会の名称改正

当初は京阪神缶詰返品問題対策委員会として、京都10名、大阪25名、神戸12名の委員により構成し発足しましたが、去る6月26日開催の委員会にて協議の結果、京阪神缶詰流通改善対策委員会とその名称を改正いたしました。

2) 缶詰返品問題対策の推進

過去数回開催の委員会にて、東京都実施の要項に基づき協議してまいりました結果、関西地区では「缶詰定率歩引による返品なし取引の実施」については、東京都の場合とその事情が異なり、時期尚早であるから、先づ第一段階として、おだやかな文書等をもつて、末端販売店の啓蒙指導活動から取りかかるべきである。またこの活動の成果を収めるためには、近畿一円の全卸業者が結束し協力体制を整えてかかるべきである。との結論に達し、大阪地区が率先してその協力体制づくりをすることになりました。そこで、

1. 末端販売店啓蒙のための文案、茲許一部添付します。

2. 大阪中央卸売市場仲買店との懇談会の開催。

7月8日 1時半より 同卸売市場乾物会館にて 25名出席

3. 木津卸売市場仲買店との懇談会の開催。

7月22日 1時半より 同卸売市場商盛組合にて 11名出席

4. 今後は鶴橋卸売市場仲買店との懇談会(8月19日開催の予定)、天満卸売市場仲買店との懇談会(日時等未定)、および大阪府下一円の缶詰卸業者との懇談会(日時等未定)を、それぞれ開催する予定であります。

5. 懇談会開催の上記2件で、仲買店からの主な意見などは別記(茲許添付)のとおりであります。

6. 大阪府下（近畿一円も併せて）缶詰卸業者名簿の作製

在阪缶詰問屋10社に別紙（茲許添付）のとおり、取引先卸業者につき、名簿作製の資料の提出を依頼しております。（8月10日迄に提出）

以上のとおりであります。

なお京都としては

1. 去る7月8日臨時總會を開催し6月26日京阪神代表者会議において議決しました原案に基づき審議の結果種々異論もありましたが満場一致にて委員に一任することに決しました。

（別記）

1) 大阪中央卸売市場仲買店の主な意見など

1. 末端販売店啓蒙文案について賛成である。早急に実施するようにしてほしい。
2. 文書はよく目にとまるようなもの、活字をうんと大きくすること。色紙を使うこと、ポスター的なものを作つてほしい。
3. メーカーにおいてカートンケースにこの要項を印刷した紙片を貼布するか、またはケース内にビラを入れておいてはどうか。
4. 全卸業者が請求書を発行する都度、この文書を添付して再々配布したいものである。
5. 過去何度もその例があり、マンネリ化することを防ぎたい。従来配布されるパンフレットのようなものの大半はよく見もせず、メモがわりにされている。
6. 一番問題なのは四み缶で、カートンケースをもつと丈夫なものを使うこと。荷扱い運送店にいい荷扱いをするよう要求してほしい。

2) 木津卸売市場仲買店の主な意見など

1. この文案には異論はなく、我々も大いに協力する。
2. 店頭に張り出すためのポスターを作つてほしい。
3. 末端販売店に対する啓蒙も必要だが、メーカーや一次問屋に対しても缶詰返品の絶無を期し、品質をよくし、特にケースをもつと丈夫なものを使うこと、荷扱いをていねいにすること、たて函（8号缶4打入など）をなくして横（平）函を使うように強く要望したい。
4. 魚類の味付缶詰のケースに、水煮缶詰が入つていたものがあつた。また魚類缶詰の缶洗滌が不十分なのか、アブラでネトネトのものが相当ある。このことはきびしく抗議したい。
5. 缶詰苦情処理委員会を設置し、各種の苦情を受けて、直ちにその善後処理をするようにしてほしい。

以 上

昭和44年 月 日

缶詰卸販売業者各位

京阪神缶詰流通改善対策委員会

拝啓 貴社（店）のいよいよご隆昌の段賀上ます。

日頃は種々ご高配に預り有難くご厚礼申しあげます。

さて、この度当団体は食料缶詰の返品について十分研究討議を重ね、全国缶詰問屋協会、日本缶詰協会、日本製缶協会等の同業他団体のご協力を得て、缶詰取引の流通段階における業務の合理化に寄与し、「缶詰の返品」についての取引慣習の改善を期したく、我々卸業者が一致団結して末端販売店各位に対し、別紙のとおり趣旨徹底を図りたいと存じますので、事情よろしくご諒承賜りご協力のほど幾重にもお願い申しあげます。 敬具

(別紙)

昭和44年月日

御販売店各位

京阪神缶詰流通改善対策委員会

(缶詰卸販売業者)

毎度有難うございます。

日頃は缶詰の販売に格別ご尽力を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

缶詰のご返品についてお願い

1) ポーチョー、変敗等の食べられないもの

勿論従来どおりお引取りさせていただきます。

2) 値札ばり又はマジックインキで値入れのもの、棚ざらし品等

これ等のご返品はお断りいたします。

3) 凹み缶およびさび缶

内容には何等影響はありませんので、ご販売にご協力をお願いいたします。

以上

なお東京都食品卸同業会では、神奈川、埼玉、千葉、3県の主要食品卸売店に対し、「缶詰返品問題協力の要請の件」で、下記文書を送付、また缶詰返品問題と関連して「缶詰包装カートンの質の改善につき」8月16日付で日本缶詰協会、日本製缶協会宛に要望書を提出した。

神奈川・埼玉・千葉県下
主要食品卸売業 各位

都食同 第 36 号
昭和 44 年 8 月 12 日
写 弊会員店

全国缶詰問屋協会
関係 団 体
東京 都食品卸同業会
会長 榎 国分商店

缶詰返品問題協力要請の件

拝啓 酷暑の候貴店（社）ますますご清栄のこと大慶に存じます。

さて、業界近代化と共に業務合理化が叫ばれて居ります。折柄この合理化の一環として採りあげました、缶詰返品問題は殊更むづかしい規制をすることなく極めて穏当なルールづけを致し、弊同業会としては、本年 4 月 1 日から実施に入り、都内にては着々その効果を揚げつゝありますが、まだ貴店県下と弊会員（東京都）との接触点（一応都県境）におきまして未だ趣旨徹底を欠く処があるかと推察致されますので、かねてお聴き及びとは存じますが、東京都内に在る吾々が実施して居ります規約につきまして、当会がメーカー（仕入先）に対する折衝及び販売店（小売店）に対し趣旨の P・R 等の書類を一通り茲に同封ご参考に供しますので、お目通し頂きたくこの段貴意を得申します。つまり東京都に近接する貴地区は直接この都内の動きの影響が及ぶことであろうと存じますので希くば都内の吾々と同一歩調にて、ご推進遊ばされますことを願望申上げる次第であります。先づは当地区今日迄の経過と現状をご報告申上げ今後共ご協力の程特にお願い致したく申し述べます。

敬 具

追 伸

本状は貴店以下 8 県下著名同業のお店方へ発信致しましたが、近隣の同

業皆様が相呼応して弊方の趣旨をご採用頂けます様、尚同業会等ありますれば団体乃至グループ活動として、ご推進遊ばされますのも実効をあげ得ることかと存じます。又こうした場合弊会から委員を派して各位にこの合理化実施が吾々業者に有利をもたらすものであるかに就て篤とご説明申上げる機会を持ちましてもよろしくございます。

尚又ご質疑等表記事務局へお寄せ下さいますれば、お質ねに応じてのお答え仕ります。

再 拝

都 食 同 第 3 7 号

昭和 4 4 年 8 月 1 6 日

日本缶詰協会 御 中

日本製缶協会 御 中

(写) 缶詰返品問題実行委員店
全 国 缶 詰 問 屋 協 会
主 要 製 缶 会 社
主 要 缶 詰 製 造 会 社
関 係 団 体

東 京 都 食 品 卸 同 業 会
会 長 (株) 国 分 商 店

拝啓 愈々ご繁栄賀上げます。日頃は弊会の為めに何かとご指導ご援助を忝うし有難く御礼申上げます。

缶詰包装カーターの質の改善に付

さきに弊会が3月15日付弊第10号書状にて取引改善の一端として缶詰返品問題に付貴会へ申上げ、ご賛同の下に4月1日より全会員に徹底して実施。その効果が現われ参り居りますこと特に貴会のご協力とし

て、深謝致し居ります。就きまして更にその効果を向上致させ度きこと、一部凹缶が依然として難題の一つとして、残り居りますに付これの発生を防ぐ手段の一つとしてカートン函の質の向上に期待致すものであります。

本件に就きましては、さきに“規格スタンプのあるカートン函”と云う条項を貴方に申入れ居りますが、この点に付缶詰工場又製缶会社各位へのご徹底に付ご念押し相願上げます。

更に申上度きは、予め申出てありますが、カートン函の質向上がコストに響くならば、弊方等はこれが価格アップとして受容れるにやぶさかでありませんことを此際特に申添えて貴方等のご奮発の裏打ちと致し度き所存であります。

以上の弊方所論ご高察の上貴会員各位へ早急の徹底方御願申上げ、これよりあがる実益を貴我共に受け得ることを期待致します。

先は上記改めて貴意を得度く申述べます。

敬 具

追 伸

上記缶詰返品問題に付着々実績をあげ居り、つゞいて弊会は食品包装の合理化に就て、食品製造業各方面とお話し合いを進め居ります。

即ち

- (1) 食品包装の質の改善をして、商品の風格を高める。
- (2) 同一品目の商品は、ほど統一された規格と梱包でありたい。
- (3) 十進法による入数であることが、便利で能率的である。

等の3項目を標榜して居りますが、この(1)は本文の缶詰包装カートン函の質の向上につながること。(3)に就ては追々ご研究お進め置き下さいます様願上げます。これは関連致した事柄でありますので、この幸便にて申添えます。

何れこの食品包装合理化運動にも、貴会の絶大なご援助を懇請申上度く、

改めての機会に正式に申出る存念でありますに付、其の砌は宣種くお願い申上げます。

再 拜

会 員 消 息

〔東京連絡所開設〕

※ ㈱松下商店（大阪市東区高麗橋 2 の 16 番地 取締役社長今井重太郎氏）
では、業務連絡の円滑を期するため 9 月 1 日から東京連絡所を開設する。

㈱松下商店東京連絡所

所長 山 本 健

東京都中央区日本橋通 2 の 2

桜正宗ビル 2 階

電話（274）3981・3982 番

故野田鉦三郎著“大彦四代~~史~~記”を刊行

㈱大彦商店（名古屋市小島町）前社長 故野田鉦三郎氏著“大彦四代記”が 8 月 27 日の同氏一周忌を前に、この程刊行された。

同書は明治編、大正編、昭和編から成り、初代彦八に始まる大彦商店の歴史を昭和 4 2 年の秋まで 10 余年の歳月を費して書き上げたものである。

また「叙歎より終焉」まで野田公明氏が筆をとっており、何事にも“和”と“努力”で真剣に対処してきた同氏の生前の人柄がしのばれる好著で、全体を通して食品流通業界の変遷を知るうえにも興味深い著書である。

